

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	20	府省庁名 内閣府(厚労省と共同要望)
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()	
要望項目名	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	
要望内容 (概要)	仕事と家庭の両立を支援し、希望出生率1.8を実現する観点から、0～2歳の子どもを持つ一定の世帯が、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず認可外保育施設（ベビーシッターを含む）を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする税制上の措置を講ずる。	
関係条文	[]	
減収見込額	[初年度] 精査中 (—) [改正増減収額] —	[平年度] — (—) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公費による支援のない認可外の保育所やベビーシッターの利用に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずることにより、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ずこうしたサービスを利用する方々の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の少子化の状況は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるとの認識の下、平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、政策を集中投入することとされている。この中で、子育て支援施策の一層の充実が「重点課題」の筆頭に掲げられている。</p> <p>また、政府では「女性が輝く社会」の実現が重要課題とされており、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立・施行している。今後とも、女性の就業者数は増加を続けることが見込まれ、保育サービス等の確保がこうした取組推進の前提となっている。</p> <p>加えて、理想の子ども数を持たない理由として、経済的な負担を挙げる方が多い中、子育てにかかる負担軽減のために、様々な施策が進められている。</p> <p>その中で、0～2歳の子どもを持つ方の中には、仕事と家庭の両立のため、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ず認可外保育施設に入所することとなった方も多い。</p> <p>また、0歳から2歳については、在宅で子育てる家庭が使える子育て支援サービスについて、公費により利用料負担を軽減する仕組みがない。これに鑑み、今回子育てに係る負担軽減を行うものである。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	内閣府本府政策評価体系 20. 子ども・子育て支援の推進 ①子ども・子育て支援の推進
	政策の達成目標	子育てに要する費用の一部について、税制上の措置を講ずることにより、子育て家庭の負担を軽減し、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	子育てに要する費用の負担を軽減することで、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算：3,882億円 3歳から5歳：幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化 0歳から2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化 認可外保育施設については、 3歳から5歳：保育の必要制の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料 0歳から2歳：保育の必要制があると認定された住民税非課税世帯の子供を対象として、4.2万円までの利用料を無償化
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、原則として3歳から5歳を対象に幼児教育・保育の負担軽減を図るものである一方、本要望は、無償化実施後も、0歳から2歳の子どもを持つ世帯がやむを得ず認可外保育施設を利用する場合において、子育てに係る負担軽減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	0歳から2歳の子どもを持つ方の中には、仕事と家庭の両立のため、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ず認可外保育施設に入所することとなった方も多い。また、0歳から2歳については、在宅で子育てする家庭が使える子育て支援サービスについて、公費により利用料負担を軽減する仕組みがない。これに鑑み、今回子育てに係る負担軽減を行うものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度、29 年度、30 年度、31 年度に同様の要望を行っている。